

登園届（保護者記入）

<医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症>

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について厚生労働省からの「保育所における感染症ガイドライン」を参考に、医師の診断を受け、保護者が記入する登園届の提出をお願いします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活に適応可能な状態となった上での登園になるようご理解下さい。

桃が丘さゆり保育園登園基準 2018 年 9 月改訂版（中野区立保育園登園基準に準ずる）

【病名】該当疾患に をお願いします。

2018 年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省）より

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが、数週間ウイルスを排泄しているため注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 か月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については、「—」としている

桃が丘さゆり保育園 園長 殿

園児氏名 _____

【医療機関名】 _____（ _____ 年 _____ 月 _____ 日受診）において

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、

_____ 年 _____ 月 _____ 日より登園いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

印またはサイン

保護者名 _____